

市民の皆様へ

企業団の設立を検討・準備するため

広島県水道企業団設立準備協議会

に参画しました

水道広域連携とは、広島県と広島県の市町が一体となって、市町の枠を超えて、水道施設の最適化や維持管理の効率化などに取り組むことです。

その統合の受け皿であり、経営の主体となるのが、県と市町を構成団体とする**企業団**です。

令和3年4月、広島県と統合に賛同する15市町（三次市含む）が「広島県水道企業団設立準備協議会」を設立しました。

三次市水道事業は、現在、大変厳しい経営環境に置かれています！

課題1

人口減少などによる
料金収入の減少

課題2

施設の老朽化などにより、
維持管理や更新に
膨大な費用が必要

課題3

水道事業を支える
人材が不足

こうした課題に対処し、水道事業を健全な形で持続していくためには、現在、三次市で個別に実施している事業を、**市町の枠を超えた「広域連携」**により、経営基盤の強化を図っていくことが大変有効です。

今後の方向性

(注) 令和4年度の企業団設立に三次市が参画するためには、三次市議会の議決を経る必要があります。

令和4年度

企業団設立

令和5年度

企業団として
事業開始

令和5～14年度

施設の最適化、維持管理の効率化
(国交付金の活用)

※水道料金は市町・
県別料金を維持しま
す。

令和15年度～

広域連携の取り組みの実績と将来の経営見通しを検証

※会計の一本化と料金統一の可能性を改めて検討します。

よくあるご質問

Q. 統合すると水道料金は変わるの？

A. 水道事業の経営環境は急速に悪化しており、単独経営でも広域連携でも水道料金の上昇は避けられない見込みです。しかし、広域連携した場合は単独経営に比べ、平均的なご家庭のひと月あたりの水道料金で1,482円の抑制となります。(令和43年度時点)

ご家庭のひと月あたりの水道料金比較(例)

平成29年度	令和43年度(40年後)
3,614円	【単独経営した場合】7,662円(2.12倍)
	【広域連携した場合】6,180円(1.71倍)

※1世帯4人の平均的なご家庭の使用水量である20m³使用した場合を想定しています。



Q. 緊急時の対応は今までどおりできるの？

A. 企業団と三次市との間で災害協定等を締結することで、現行の運用と同様の災害対応が可能となります。また、災害時には企業団で確保する浄水処理装置を活用したり、給水車などの緊急用資機材を充実させたり、給水体制や復旧体制の強化ができます。



Q. 今後、サービス内容は変わるの？

A. 水道料金の納付などの市民サービスは、市域外の企業団窓口でも納付が可能になる等のメリットが考えられます。

加えて、スマートメーター(通信機能を持った水道メーターのことです。)を使用した漏水の早期発見等により、業務の効率化・省力化を図り、あわせてサービスの向上につなげます。

※スマートメーターは令和5年度から5年以内での導入をめざしています。

三次市では、地方公共団体の責務として、将来にわたって、**安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる**水道システムの構築に向けて、積極的に取り組んでいきます。

※詳しくは広島県ホームページ(広島県水道企業団設立準備協議会について)をご覧ください。



広島県水道
企業団設立
準備協議会

広島県水道企業団設立準備協議会



お問い合わせ先

三次市水道局 水道課 営業係

〒728-0021 広島県三次市三次町 501 番地

電話 0824-62-4843

FAX 0824-62-8111

E-mail suidou@city.miyoshi.hiroshima.jp